

申請は9月30日(木)まで

津市飲食事業者等事業継続支援金

問い合わせ 経営支援課 ☎236-3355 FAX236-3356

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和3年2月または3月の全事業所や全店舗の事業収入(売上額)が前年同月比50%以上減少した飲食事業者等に、津市独自の支援金を交付し事業の継続を支援します。

対象・交付額など

対象

津市内に店舗または事業所を有する中小企業者・小規模企業者のうち

飲食事業者

(飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得している者)



市内の飲食事業者と直接取引を行っている事業者

(飲食料品卸・小売り、割り箸、クリーニング、おしぼり、配膳サービスなど)



外出自粛要請による市内飲食店の利用者の減少などで大きな影響を受けている
タクシー事業者と自動車運転代行業者

交付額

以下の減収額に応じた交付額を支給

令和3年2月または3月と前年同月の事業収入(売上額)の差が

200万円未満の場合

10万円

200万円以上
300万円未満の場合

20万円

300万円以上の場合

30万円

支給要件

一般型

以下のいずれにも該当すること

- 令和2年2月以前から事業収入を得ていて、今後も事業継続する意思がある
- 令和3年2月または3月の全事業所や全店舗の事業収入(売上額)が、前年同月比で50%以上減少した



令和2年新規開業型

以下のいずれにも該当すること

- 令和2年3月~12月の間に開業した個人事業主または法人を設立し、当該期間に事業収入を得ていて、今後も事業を継続する意思がある
- 開業月から12月までの月平均の事業収入と比べて、令和3年2月または3月の全事業所や全店舗の事業収入(売上額)が50%以上減少した

申請方法 津市ホームページから所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で津市飲食事業者等事業継続支援金事務局(〒514-0131 あのとつ台四丁目6-1 あのとつピア1階 津市ビジネスサポートセンター内)へ

締め切り 9月30日(木) ※消印有効
※申請には、申請書・誓約書・請求書(様式)等のほ

かに、確定申告書の写しなどの添付書類が必要です。申請者により必要な書類が異なりますので、申請の際には、津市ホームページの申請要領をご確認ください。



HP 津市飲食事業者等事業継続支援金

検索